**審査項目**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 評価の基準　A～E | 審査の視点 |
| 業務基本方針 | A：法律の趣旨、業務の目的、地域の実情を把握し、求められる以上の対応ができている基本方針  B：法律の趣旨、業務の目的、地域の実情を把握し、対応できている基本方針  C：法律の趣旨、業務の目的、地域の実情を把握した基本方針  D：法律の趣旨、業務の目的を把握しているが、地域の実情を把握できていない基本方針  E：法律の趣旨、業務の目的を十分に把握できていない基本方針 | ・生活困窮者自立支援法の趣旨を踏まえたうえで、業務の目的や内容を理解し、地域の実情を把握した基本方針となっているか |
| 業務実施体制 | A：優良または仕様より大幅に良い  B：良好または仕様より良い  C：問題なし  D：改善点あり  E：改善すべき | ・安定的な経営状態かどうか |
| ・業務実施に十分な経験・資格等を有する人材が確保・配置され、さらに支援の向上を図る効果的な取り組みがなされるか |
| ・業務開始計画は具体的かつ妥当で、遅滞なく業務開始が見込まれるか |
| ・センター（事業所）の設置場所及び設備は妥当か |
| ・困窮者等への支援の実績があり、適切な支援ができるか |
| 支援業務内容  自立支援事業、就労支援事業及び家計改善事業  共通 | A：市直営では実施できない  B：市直営で実施するより良い  C：市直営と変わらない  D：市直営で実施するよりも劣る  E：市直営で実施よりも大きく劣る | ・具体的な取り組みが示され、様々な生活困窮者を早期に把握することができるか |
| ・具体的な取り組みが示され、適切なアセスメントによる的確なスクリーニング、本人の自立を促進するプラン策定ができるか |
| ・具体的な取り組み・考え方が示され、支援調整会議がその役割を果たし、適切なプラン策定ができるか |
| ・具体的な取り組みが示され、包括的・継続的な支援の実施ができるか |
| ・具体的かつ実効性ある取り組みが示され、対象者の状況に応じたアフターフォローができるか |
| ・現に有するネットワークの活用による支援ができるか |
| ・新たなネットワークの構築への具体的な取り組みが示され、支援に資することができるか |
| ・具体的な取り組みが示され、支援に資する、また、自立後を支える資源の把握・開発ができるか |
| ・具体的な取り組みが示され、対象者の状態に応じた効果的な就労に向けての支援ができるか |
| ・業務を総合的に勘案して、関係機関等と効果的な連携が行われ、様々な課題を有する支援対象者の日常生活・社会生活の自立及び就労の実現に向けて、実効性があるか |
| ・就労体験先機関についての新規開拓のノウハウは適切であるか |
| 業務全般 | A：市直営では実施できない  B：市直営で実施するよりも良い  C：市直営と変わらない  D：市直営で実施するよりも劣る  E：市直営で実施よりも大きく劣る | ・業務を総合的に勘案して、生活困窮者への適切な支援と支援を通じた地域づくりができるか |
| 周知・広報 | A：市直営では実施できないB：市直営で実施するより良い  C：市直営と変わらないD：市直営で実施するよりも劣る  E：市直営で実施よりも大きく劣る | ・支援を必要とする人への情報伝達、関係機関への事業周知・連携のための情報発信が効果的に行われるか |
| 事業費の積算･業務内容との  整合性 | - | ・業務内容に基づく内訳、積算は適切か |
| 個人情報の取扱い | A：優良または仕様より大幅に良いB：良好または仕様より良い  C：問題なしD：改善点ありE：改善すべき | ・個人情報は厳格に管理され、かつ適切に活かされるか |